

令和7年度 第1回石狩市社会教育委員の会議 議事録（要約）

日 時 令和7年7月11日（木） 14時00分～16時00分

場 所 石狩市民図書館 視聴覚ホール

出席者

[出席委員（13名）]

木村 純・二上 朋子・山田 治己・西島 進一・佐藤 功子・出口 寿久・大橋 修作
田崎 栄子・森田 瞳・坂本 賢哉・大井 慎吾・近藤 宏・高橋 典只

[欠席委員（2名）]

船木 幸弘・佐藤 大士・

[事務局（4名）]

社会教育部長 伊藤 学志・社会教育課 課長 斉藤 晶・主査 首藤 貴彦・主事 高津 柊
[傍聴者（0名）]

【事務局】

定刻になりましたので、只今から令和7年度第1回石狩市社会教育委員の会議を開催させていただきます。

本日の会議は議事録作成の都合上の録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、早速会議次第に入らせていただきます。はじめに、木村委員長より、ご挨拶をいただきたいと思っております、宜しくお願いいたします。

【木村委員長】

こんにちは。連日の猛暑のなか、お集まりいただきありがとうございます。

-以下、資料「社会教育委員の会議にあたって」の内容に沿っての話になります-

今年の暑さがたまたま去年より厳しいだけで来年の夏はもっと北海道らしいものになるから心配しなくてもよい、というように考えているかたはあまりいらっしゃらないと思います。この暑さは地球温暖化のためであり、大気中のCO₂を減らさなければもっと深刻なものになり、農業や水産業をはじめ、わたしたちの生活により甚大な被害を及ぼすようになるということは、環境学者や気象学者の殆どが認めており、皆さんの多くもそのように考えておられると思います。この「事実」を認めようとしないうる世界の指導者のひとりにトランプ米国大統領がいます。

このトランプ大統領のふるまいも一因となって、世界は今、「分断と戦争」の時代に入ろうとしているのではないのでしょうか。私は、アメリカの民主主義の復元力に期待していますが、「日本をアメリカのような国にしてはならない」と思っています。つまり「分断と戦争」に歯止めをかけなければいけないということです。

アメリカがなぜ深刻な分断に陥っているのか、ハーバード大学教授のマイケル・サンデルはつ

ぎのように指摘しています（マイケル・サンデル（『実力も運のうち－能力主義は正義か？』鬼澤忍訳、早川書房、2021年）。サンデル教授は、民主党の大統領だったバラク・オバマについて考察し、オバマがなぜアメリカ社会で評価を落としていくのか、サンデルは「能力主義者は、あなたが困窮しているのは不十分な教育のせいだと労働者に向かって語ることで、成功や失敗を道徳的に解釈し、学歴偏重主義－大学を出ていない人びとに対する陰湿な偏見－を無意識のうちに助長していると述べ、「オバマは、民主的社会において意見の衝突が生じる最大の原因は、一般市民が十分な情報を持っていないことだと信じていた。情報不足が問題なら、解決策は次のようになる。事実をよりよく理解している者が仲間の市民に代わって決定を下したり、あるいは、少なくとも彼らを啓発すべく、市民自身が賢明な決定を下すために教えてやったりすればいいのだ」と考えたのですが、このような「上から目線」は「陰湿な偏見」をはらんでおり、「意見の衝突」は、「あなたは知識のないおバカさんだから理解できていないけど、私と同じ知識量を持てば私と同じ意見になるはずだ、というのは、他者の他者性を認めず、己の正しさを称揚する不遜な言い方につながり、民主党の支持率が低下し、トランプ大統領が再登場し、分断がより深刻になっているのです。

このような言説から、社会教育が大切にしなければならないことは、正しい知識さえ持てば対立はなくなる、皆が知識を得さえすれば問題が解決するのではなく、大切なのは「対話」と「ケア」だということに気がつきます。

「対話」とは、私はそれを暉峻淑子さんの『対話する社会へ』（岩波新書、2017年）で読んでから、社会教育についてお話しするときは度々引用してきたのですが（コロナ禍の中であまりそういうことを話したり、考えたりする機会がなくなり、深めることができなかつたのです）、暉峻さんは本書の「まえがき」で、「対話が続いている間は殴り合いは起こらない」という言葉をドイツの友人が教えてくれた。ドイツでは格言とまでは言えないけれども、よく使われる言葉なのだという事も教えられた。時間がたつにつれて、その言葉に含蓄された意味がわかってきて、今は、「戦争・暴力の反対語は、平和ではなく対話です」と考えるようになった、と言っています。その「対話」とは、議論して勝ち負けを決めるとか、意図的にある結論に持っていくとか、異議を許さないという話し方ではありません。対等な人間関係の中で相互性がある話し方で、何度も論点を往復しているうちに、新しい視野が開け、新しい創造的な何かが生まれる。両方の主張を機械的にガラガラポンと足して2で割る妥協とは違うのです。個人の感情や主観を排除せず、理性も感情も含めた全人格を伴った自由な話し合いが対話なのです（社会教育はそのような「対話」の場なのです）。

「ケア」については、なかなか説明することが難しいのですが、私が尊敬する岡野八代同志社大学教授は『ケアの倫理－フェミニズムの政治思想』（岩波新書、2024年）でこのように話しています。「他者とのつながりに気づき、そこに応答責任を見いだすケアの倫理は、客観的な公正の論理によって権利間の衝突を解決する正義の倫理に、むしろ関係性を破壊する。あるいは勝ち負けといった暴力が内在していることに注意を向ける」ものだと述べています。この「客観的な公正の論理によって権利間の衝突を解決する正義の倫理」そのものを問い直す必要があると考え、「他者とのつながりに気づき、そこに応答責任を見いだす」のが「ケア」の考えかたです。最近呼んだ

本の中では、この岡野教授を支持する、竹端寛兵庫県立大学教授の『能力主義をケアでほぐす』（晶文社、2025年）が栃木県鹿沼市で介護事業所「はいこんちょ（「ごめんください」という意味）」の小林敏志代表の「ままならぬものに巻き込まれる」という言葉が「ケア」にふさわしい、と言っていることに共感します。

今日初めて社会教育委員の会議にご出席の方もいらっしゃいますので、社会教育委員の役割について少しお話をします。

社会教育委員という制度は戦前からあるものです(文部次官通牒「社会教育振興に関する件」1932年、ここでは、社会教育委員については、市町村長が囑託し、名誉職であり、「社会教育ニ関スル重要ナル事項ヲ協議シ市町村並ニ社会教育機関等ノ諮問ニ応ジ又ハ進ンデ意見ヲ開陳スルコト」等とされていました)。

戦後、社会教育の再出発に際し、この制度の復活が図られ、1946年の文部次官通牒「都道府県社会教育委員並に市町村社会教育委員設置について」が発せられ、「社会教育委員規程」が制定され、1949年に制定された社会教育法の第17条で「社会教育に関して教育長を経て教育委員会に助言する(第17条)」諮問機関として性格づけられ、委員は「都道府県・市町村に設置」され(第15条)、その任務は、「①社会教育に関する諸計画の立案、②教育委員会の諮問に応じ意見を述べる、③研究調査、④必要に応じた教育委員会への出席」(第17条)とされました。

1959年には、社会教育主事の市町村必置が追加される等、社会教育法が大幅に改正され、とくに市町村の委員の職務に「青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者」に対する助言・指導が加えられた点が大きな変更でした。社会教育法制定当時は、社会教育委員の実践的性格は後背に退かれ、社会教育行政に対する住民参加・住民自治のための制度であることが強調されてきましたが、法改正により、再び実施機関としての性格を付与されたのです。同時にこの改正では、社会教育関係団体に公費による補助を行うことができるが、その条件として社会教育委員の意見を聴かなければならないとされました(第13条)。

1965年にポール・ラングランにより生涯教育の概念が提起され、日本においても生涯教育・生涯学習政策が展開し、社会教育委員のあり方にも変化が生じました。1971年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」では、社会教育委員に求められる役割として「社会教育に関する諸計画の立案などについて教育委員会に助言し、あるいは社会教育に関し意見を述べる」ことが上げられ、さらに「これらのひとびとは、行政に関連する指導者としての任務をもつ者であるが、本来は民間の有志的な活動家であり、行政と民間の間において、社会教育に関する住民の意向や施設の運営に反映させるためのパイプの役割」を果たすことが強調されました。さらに1992年の文部省生涯学習局通知「社会教育委員及び同委員の会議の活性化について」においては、同年の社会教育分科審議会報告「社会教育委員制度について：社会教育委員及び同委員の会議の活性化について」に基づき、長期的な課題に取り組むこと、研究調査機能の充実、広報・広聴活動の活発化、臨時会や課題別小委員会の開催、各社会教育施設の諮問機関等との連絡・調整、広い分野からの委員の専任、研究会・研修の充実等が示されました。

1998年の生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」では、社会教育委員制度について、「一部例外はあるものの、その運用が活発に行われているとは

言えないのが現状である」と停滞・形骸化の状況が指摘され、具体的な課題として「社会教育委員の構成規定から、学校の代表者や社会教育委員関係団体の代表者などが多く、結果として選出範囲が狭くなり、男性に偏る傾向」にあり、「社会教育委員の委嘱期間の長期化や人物の固定化」などが上げられました。そのため「多様な方法により住民参加を求めることが必要」とし、とくに「委員に占める女性の比率を4割以上にすることを目指すなど、女性の積極的な登用」を強調して、社会教育委員の構成や委嘱手続きを定めた社会教育法第15条の見直しに言及しました。

このような各種答申を受け、1999年の社会教育法改正、2001年の社会教育委員の構成(第15条第2項)に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加えました。この条文については2013年に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により具体的な文言は削除され、見出しも社会教育委員の「構成」から設置に変更されました。

社会教育委員活動の「形骸化」が生じる理由について、全国社会教育委員連合(2014年)は、①社会教育委員を名誉職としてとらえる教育委員会、社会教育委員が多い、②社会教育委員自身が社会教育委員の役割をよく理解していない、③研修機会が少ない、④職務遂行の調査研究費も少ない、⑤社会教育委員の会議で政策立案されることが少ない、⑥会議では事務局提案がそのまま承認されること等が上げられました。

生涯学習政策が展開されるなかで、社会教育委員には、社会教育行政と住民のパイプ役を担いながら、地域における生涯学習を住民の立場からけん引する役割が期待されてきましたが、実態としては多くの地域で委員活動が「形骸化」していることが指摘され、必ずしも十分に機能していない状況にあります。こうした状況を打破するために先に述べたように、政策的に社会教育委員の役割

を明確にしなが、地域の実情に応じて展開できるよう自由度を高める方向で法改正が進められてきたと見ることも出来るのですが、かつて国民統制の手段として機能した戦前回帰への志向が全くなくなったとは言えないという状況にあります。

そのような状況のもとで、石狩市の社会教育委員の会議では、社会教育委員となり社会教育委員の会議に参加することで、社会教育をめぐる様々なことを知り、市民のかたたちと「社会教育」について「対話」し、社会教育の様々な実践にふれることで社会教育の大切さを理解し、それを多くの市民に知ってもらう、ことを社会教育委員に期待しています。

【事務局】

ありがとうございました。

続きまして、新たに社会教育委員に就任されました方をご紹介します。
本年4月の人事異動で、市校長会から推薦を受け任命をした坂見明信委員の異動に伴う解任にあたり、市校長会から後任について推薦を受けました 西島進一委員です。

【西島委員】

花川小学校校長の西島です。よろしくお願いいたします。

【木村委員長】

ありがとうございました。

続きまして、市 PTA 連合会から推薦を受け任命をした金谷聡委員の役員改選に伴う解任にあたり、市 PTA 連合会から後任について推薦を受けました 佐藤大士委員です。

本日は所要のため欠席とうかがっております。

【事務局】

では、これ以降の進行については委員長にお願いいたします。

～報告 令和 7 年度石狩管内社会教育員連絡協議会総会について～

【木村委員長】

それでは、会議次第に従って会議を進めます。

最初に報告から始めます。「令和 7 年度石狩管内社会教育委員連絡協議会総会」について、説明いたします。

「令和 7 年度石狩管内社会教育委員連絡協議会総会」と書かれた資料をご覧ください。

令和 7 年 4 月 16 日に行われ、令和 6 年度事業報告、収支決算について、報告されました。また、令和 7 年度活動方針について説明頂きました。

活動計画につきまして、3 番の「北海道市町村社会教育委員長等研修会」については先日私と大橋副委員長が出席いたしました。この中で在日外国人の問題について取り上げられておりました。時事に合った非常に興味深い内容でした。また、令和 9 年度に北海道社会教育研究大会が行われ、石狩管内で実行委員会を立ち上げるという話をしました。以上報告になります。

～ 協議 令和 7 年度石狩市芸術文化振興奨励補助金の交付について ～

【木村委員長】

それでは、協議に移ります。

令和 7 年度石狩市芸術文化振興奨励補助金の交付について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

～事務局より資料「令和 7 年度石狩市芸術文化振興奨励補助金交付対象事業について」説明～

内容についてご質問等ございましたらお願いいたします。

【木村委員長】

いままでも定期的に石狩市以外で演奏会を行っているのでしょうか。

【事務局】

いままでは定期演奏会を石狩市の花川北コミュニティセンターで行っていたのですが、今回は10周年の記念として特別に札幌での開催を予定しているとのこと。

【木村委員長】

参加予定人数が300名とありますが、石狩市民はどのくらいになる予定なのでしょうか。

【事務局】

申込をまだ行っていないのでわかりませんが、石狩市内を中心として広報活動を行う予定と伺っています。

【木村委員長】

私は札幌市民なのですが、逆に札幌市民に届いていないと思っています。

多くはこの「石狩市民吹奏楽団」を知っている方々なのかもしれませんが、多くの方に文化芸術の活動の成果として発表するということですから、石狩市民吹奏楽団のアピールとしても多くの方に聞いていただけるよう支援することが必要かと思えますね。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。

他にご意見等ある方はいらっしゃいますでしょうか。

【出口委員】

内容については把握致しました。特別問題ないかと思えます。

資料の費用内訳ですが、細かい内訳が書かれておりませんが、どういった内訳になっているのでしょうか。提示された資料では『需用費』『報償費』等と項目名のみが記載されており、具体的な内容は一切不明です。これでは、何をもって判断すればよいのか皆目見当が付きません。

【事務局】

～新たに資料「事業予算書」を配布～

只今配布させていただきました資料の通り～金額説明～となります。

【大橋委員】

内容や金額内訳についてはよくわかりました。

今までの事業は確かに石狩市で開催していますが、今回の定期演奏会について石狩市の芸術文化振興に何か寄与することはあるのでしょうか。

【事務局】

市内で活躍されている方の育成を支援する目的もございまして、大きな会場でたくさんの方に見ていただくことも技術の向上につながるということで、そういったものにも支援を行っていききたいという考えでございまして。

【木村委員長】

私もそのことについては理解しております。先ほども触れましたが、だからこそ札幌の方にも広報活動を行い、広く周知することをサポートすべきかと思えます。

こういった内容を加味したうえで承認、という形で皆さまいかがでしょうか。

皆さまよろしいようですので、交付につきまして承認とさせていただきます。

～ 協議 令和7年度社会教育委員の取り組みについて ～

【木村委員長】

続いての協議に移りたいと思います。令和7年度社会教育委員の取り組みについてです。

昨年度から取り上げ始めた「地学協働とコミュニティ・スクール」については、石狩市の子どもたちを学校と地域が一体となっても取り組むために、社会教育がどのような役割を担うか、市民ひとりひとりが、その中でどのように関わることができるか、について継続的に学び、対話を重ねることが重要になっていることがわかりました。

『令和6年度 石狩市地域学校協働本部事業 協働活動報告書』では、石狩市地域学校協働活動本部運営委員長の樽川中学校校長の小森亨先生が巻頭言で次の点を指摘しておられます。石狩市では、第1に、令和5（2023）年度に閣議決定された「教育振興基本計画」に沿って、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」が意図され、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の推進が謳われ、石狩市でも令和5年度より「学校支援地域本部」が「地域学校協働本部」に改められたこと、第2に、令和6年度には「地域学校協働本部運営委員会」を中心に、コミュニティ・スクール単位で組織的に地域学校協働活動が本格的に始動しました。「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」をともに推進する、ということです。第3に、石狩市地域学校協働本部運営委員会の取組により、地域コーディネーターの働きかけと学校支援の市民のボランティアの参加で「あい風寺子屋教室」「放課後すこやかスポーツ教室」「安心安全を重視した交通安全運動」「地域合同避難訓練」「水泳学習支援」等の活動

が、「学校を支援したい」「子どもたちの健全育成に携わりたい」といった市民の方たちの思いに支えられてすすんでいます、市民の理解のもとで活動が進展する一方で、高齢化や過疎化のなかで、関わる方たちの高齢化もすすみ、支援する人たちが確保できず、一部の方に負担が集中してしまうことも容易に予測できます。

この間の地域住民へのヒアリングでも、高齢者をはじめ、多くの方が、こども食堂に関わってみたい、子どもに関わることでできるなら自分もしてみたい、と考えていることがわかりました。また、現状でも地学協働やコミスクの活動で多くの高齢者が関わっており、高齢者参加・協力が期待されていることも明らかになりましたが、地学協働をすすめることが、とくにシニアの人たちの学びや「居場所づくり」とも関わる事が明らかです。

2025年度の社会教育委員の会議の課題について、3月の社会教育委員の会議では、私は、教育プランへの提言づくりにおいて、十分に上げられなかった高齢者の問題について引き続き、社会教育委員の会議で継続的に議論してゆくことを提案しました。高齢者の問題はかつてコロナ禍のなかで取り上げるはずだったことが十分に上げられなかったこと、昨年度の提言作りで皆さんに分担していただいたヒアリングにおいても、多くの高齢者の方たちにお話をお聞きし、高齢者の学習への関心が高いこと、こども食堂など、地域の子どもたち石狩市において高齢者の社会参加をさらにすすめ、毎日楽しく過ごす居場所づくりなどの現状を知ること、こども食堂など自分たちにできる活動に取り組んでみたいというお気持ちを強く持っていることがわかりましたが、提言にはその問題を社会教育委員として議論し、提言に十分に反映させることはできませんでした。

以上のことを踏まえて、今年度の私たちの取組について、地学協働を中心テーマに、高齢者の学びと居場所づくりがサブテーマとなるような1年にしたいと思います。

夏から秋にかけては次のように活動しようと思っています。

地学協働やコミュニティ・スクールについての市民の取組の成果と課題について、市民が学び、共有すべきことについて話し合う「パネルディスカッションあるいはシンポジウム」を開催する。

- ① 市民として学ぶべき取り組みについての実践報告を受けて、現在、地学協働やコミスクの取組において、市民はどんな役割を担っているか話し合いを行う。
- ② 関わっている市民や関心を持っている市民やどんな取り組みをしているかについて市民がどれぐらい知っているかなどについて社会教育委員がヒアリングを行う。その結果についての中間報告を「パネルディスカッション」で行う。
- ③ この「パネルディスカッション」の結果報告と市民ひとりひとりが「地学協働」や「コミスク」にどのように関わるができるかについて紹介するガイドブックを年度内発行を目指して作成を開始する（「パネルディスカッション」でこのガイドブックの作成への執筆やヒアリングはの協力を呼びかけます）。

以上を踏まえ、冬には次のように活動しようと思っています。

- ①地学協働やコミュニティスクールの取組が「学校を核とした地域づくり」に発展させるためにどのような取組が必要かを今までの議論とヒアリングの結果を踏まえて、考える学びの場を開催

する。

②地学協働の取組で、どのように地域が変わり、学校が変わったかについて全国的あるいは全道的な視野でお話しができる適切な講師に講演をお願いします。

③ガイドブックの中間報告をする。

④講演と報告について会場全体で議論する。

地域と学校がどのように変わるべきか どのように変わったかを確認し、今後の課題を明らかにする。

この後議論してどういった形で詳しく進めるかということは決定しますが、以上のように提案させていただきたいと思います。

皆さま一人一人にお願いすることとして最も重要なのは、地学協働やコミュニティスクールについてどのくらい知っているのか、もし自身が関与するとしたらどのような形で関わりたいと思っているか、といったヒアリングをしていただきたいということです。

次の社会教育委員の会議ではそのことを皆さままで持ち寄って議論したいと考えています。そのヒアリング相手というのは皆さまのお知り合いの方でも構いませんし、面白い意見を持っていると感じる方やこの方が関わってくれたらという方でも構いません。もしコーディネーターの方などにヒアリングを行いたいということであれば私や事務局の方でセッティングしますのでお伝えいただければと思います。

以上提案でしたが、いかがでしょうか。

【山田委員】

先日17歳の女子高校生が赤ん坊を遺棄するという事件がありました。このことについて、学校は、地域は何をしていたのかという声も見受けられます。何か本当の意味で地学協働ということはコミュニティスクールの中で話し合われているのかということが気にかかります。

【木村委員長】

そうですね。コミュニティスクールの方にそういった話し合いが行われたのかというヒアリングをすることも大切かもしれません。その意見を持ち寄って議論することも大切かと思えます。

それに限らず様々な方にヒアリングすることが大切かと思えますので、事務局に問い合わせ名簿をもらうなどして、さまざまな方にヒアリングを行っていただければと思います。

次の社会教育委員の会議は10月ごろになるかと思いますが、そのころまでに先ほどお話したパネルディスカッションやシンポジウムを行い、社会教育委員としてどういった意見や考え方があったかを報告できればと考えています。

以上これまでのことについて、賛成いただけますでしょうか。

私はヒアリングを行う際に皆さんに日程やお話する内容などについて共有したいと考えておりますので、参考にしていただければと思います。

【事務局】

パネルディスカッション・シンポジウムは社会教育委員の会議を行った後、行う前のどちらに開催するべきでしょうか。

【木村委員長】

皆さま、事務局の質問と私の提案含めてご意見などございますでしょうか。

【田崎委員】

一口にヒアリングと言っても、聞く方や聞き方によってさまざまな答えが出てくると思います。地学協働に特に触れたことの無い方や興味のない方、実際に関わっている方も様々な意見をお持ちだと思います。最終的にガイドブックにまとめられるような内容となるのでしょうか。

【木村委員長】

もちろんヒアリングする皆さんが同じような認識を持っているとは限りません。社会教育なので、対話を行う必要があります。また、どんな方にヒアリングするということを共有していただければどんな話をするのか皆さんで考えることもできます。

【事務局】

皆さまにその時期に行われている地学協働に関する事業についてご案内することも可能です。何かありましたら事務局までお問い合わせください。

【木村委員長】

パネルディスカッション・シンポジウムの細かい内容についてはヒアリングや社会教育事業の見学などを行っていく中で考えていければと思います。

それでは、皆さま本日はお疲れ様でした。